

できない場合には、特定調停、破産手続開始、再生手続開始、会社更生もしくは特別清算手続の開始の申立を、債務者が行わなければならない。また、突然の二次破綻とならないように、合意成立後の再建計画実施期間においては、債権者は進捗状況報告（告示2条4項2号）を行う。

同告示は、債権放棄を伴う場合だけを規定しているが、債権放棄を伴わない場合にも合意内容としてモニタリングや手続移行を盛り込むことができる。

（7）秘密性

上場企業における適時開示を別とすれば、債務者と対象債権者との密室でADRを実施することができる。法的手続におけるのと異なって、一般債権者への影響や、裁判所に対する記録閲覧請求

などの公開義務はない。手続中の秘密は、関与者の高度な職業的倫理により守られる。

合意成立後も守秘義務は継続するけれども、債権放棄を伴う合意である場合には債務者が「公表」を行うこととされている。ただし、公表により事業再生に著しい支障が生じるおそれがあるときはこの限りでない（告示2条4項1号）。

参考文献（第1節・第2節）

田中亀夫、土屋章、多比羅誠、須藤英章、宮川勝之編「私的整理ガイドラインの実務」金融財政事情研究会

瀬戸英雄「事業再生ADRへの期待」NBL895号

松嶋英機「事業再生実務家協会における事業再生ADRの概要」金融法務事情1852号

事業再生と債権管理123号

3 事業再生ADR制度における課税関係

他の再生手続きと同様、事業再生ADRに基づく再生計画で資産評価換え・債務免除（債権放棄）がある場合、債務者側・債権者側双方にどのような課税がなされるのかは再生プランを描く上で重要となる。本件に関する国税庁の文書回答事例をもとに解説する。

税理士法人トラスト パートナー

公認会計士・税理士 足立 好幸

1. ADR制度で課題となる課税関係

事業再生ADR制度が本格的にスタートする。この事業再生ADR制度（本節では以下、特定認証紛争解決手続）は、ADR認定機関（以下、特定認証紛争解決事業者）が独立第三者として債権者と債務者の利害関係の調整を行い、私的整理を迅速かつ公平に進める制度である。具体的には、特定認証紛争解決事業者が、債権者の債権回収等

の一時停止や事業再生計画に係る債権者会議での協議等を経た上で、債権者全員の合意による事業再生計画の成立を図り、その後の再建管理を行うことになる。この制度により、利害関係の調整が困難であった事業再生の早期実現が期待されている。

そして、この特定認証紛争解決手続に従って策定される事業再生計画においては、資産の評価換えや2以上の金融機関等または1以上の政府関係金融機関等による債務免除が行われる場合、資産の評価換え及び債務免除（債権放棄）に関して、税

務上、次のような問題が生じることになる。

[債務者の課税関係]

1. 資産評価損益の課税関係

特定認証紛争解決手続に従った事業再生計画において、資産の評価換えを行う場合に債務者において評価損益は益金または損金に算入されるのか？

2. 債務免除益の課税関係

特定認証紛争解決手続に従った事業再生計画において、債務者が金融機関等から債務免除を受ける場合は、債務免除益について期限切れの欠損金を青色欠損金に優先して控除することができるのか？

[債権者の課税関係]

1. 債権放棄額の課税関係

特定認証紛争解決手続に従った事業再生計画において、金融機関等が債権放棄等をした場合は、債権放棄等の損失額について、損金算入できるのか？

そこで、今回、上記の税務上の取扱いを解説することとしたい。なお、この税務上の取扱いについては、平成20年3月28日付の文書回答事例「特定認証紛争解決手続に従って策定された事業再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて（照会）」（以下、文書回答事例）において、経済産業省から国税庁へ事前照会が行われているため、この文書回答事例に従い解説を行うこととする。ただし、この文書回答事例は、照会された事実関係を前提とした一般的な回答となっているため、個別具体的な取引に適用する場合においては、文書回答事例を参考に当該取引に係る税務上の取扱いを確認する必要がある。

2. 債務者の課税関係

(1) 資産評価損益の課税関係

特定認証紛争解決手続に従った事業再生計画において、資産評定を行う場合、債務者の有す

る資産について生じた評価損益は、債務者の課税所得の計算上、益金または損金に算入される。ただし、確定申告書に評価損益明細や評価損益関係書類の添付がある場合に限る。

法人税法上、内国法人が、その有する資産の評価換えをしたことによる評価損益は、課税所得の計算において益金及び損金に算入されないのが原則である（法法25条1項、33条1項）。

しかし、内国法人について、民事再生法の規定による再生計画認可の決定があったことその他これに準ずる事実が生じた場合には、その有する資産について、一定の評定を行っているときは、その資産の評価損益は当該事実の生じた日の属する事業年度の課税所得の計算上、益金または損金に算入される（法法25条3項、33条3項）。

したがって、特定認証紛争解決手続に従った事業再生計画において、資産の評価換えを行う場合に、その評価損益は債務者において益金または損金に算入されるのか？ が問題となる。

この点、文書回答事例では、特定認証紛争解決手続による事業再生が、

- ① 法人税法施行令24条の2第1項に規定する、「内国法人について民事再生法の規定による再生計画認可の決定があったことに準ずる事実」が生じており、
- ② 事業再生計画も同条1項括弧書きで定める一定の要件を満たしており、
- ③ 同条3項2号に規定する一定の資産評定を行うこととされている

と考えられるとし、民事再生法と同様に特定認証紛争解決手続に従った事業再生計画による資産の評価換えについては、資産の評価益は益金算入され、評価損は損金算入されるという税務上の取扱いになるものとしている（法令24条の2第1項、2項、3項、法法25条3項、法令68条の2第1項、2項、法法33条3項）。

つまり、特定認証紛争解決手続による事業再生は、一般に公表された債務処理を行うための準則に従う公正かつ適正な事業再生の手続であるとして、民事再生法や私的整理ガイドラインによる事

業再生手続と同様の税務上の取扱いになるものと考えている。

ここで、評価損益の額として益金または損金に算入することができる金額は、特定認証紛争解決手続による事業再生計画が成立した時の直前の帳簿価額と資産評定の結果、貸借対照表に計上された価額との差額をいう（法令24条の2第5項2号、68条の2第4項2号）。

そして、上記の取扱いは、確定申告書に評価損益明細や評価損益関係書類の添付がある場合に限り、適用されることに注意する（法法25条5項、33条5項）。

なお、この資産の評価損益の益金または損金算入については、次の資産が対象資産から除かれている（法令24条の2第4項、法法33条2項、法令68条の2第3項）。

- ・前5年内事業年度において圧縮記帳などの適用を受けた減価償却資産
- ・短期売買商品
- ・売買目的有価証券
- ・償還有価証券
- ・少額資産（資産の価額とその帳簿価額との差額が当該資産を有する内国法人の資本金等の額の2分の1に相当する金額と1,000万円とのいずれか少ない金額に満たない場合の当該資産）
- ・預金、貯金、貸付金、売掛金その他債権（評価損の場合は対象外となる）

（2）債務免除益の課税関係

特定認証紛争解決手続に従った事業再生計画において債務免除を受ける場合、法人税法25条3項または33条3項に定める評価損益の益金または損金算入の規定の適用を受ける場合は、債務免除益を青色欠損金等に優先して期限切れ欠損金から控除することが可能となる。

特定認証紛争解決手続による事業再生において、2以上の金融機関等または1以上の政府関係金融機関等が債務免除を行う場合、債務者において債務免除益が発生する。この債務免除益につい

て、債務者側で期限切れ欠損金を活用できずに課税所得が生じたり、期限切れ欠損金が優先控除されずに青色欠損金が全額解消されてしまうなど、債務免除の効果が税金コストによって減殺されてしまう場合は、事業再生という債務免除の目的が達成されない可能性がある。

法人税法では、青色欠損金及び災害欠損金（以下、青色欠損金等）以外の欠損金である期限切れ欠損金については、通常、課税所得との相殺ができないこととされている（法法57条1項、58条1項）。しかし、民事再生法の規定による再生手続開始の決定があったことその他これに準ずる事実が生じた場合において、次の①から③に該当するときは、適用年度（該当事業年度）において期限切れ欠損金のうち、一定の金額を限度として損金の額に算入することが可能となっている（法法59条2項）。

- ① 債権者から債務免除を受けた場合（D E S など債務の免除以外の事由により消滅した場合を含む）
- ② 役員、株主（これらであった者を含む）から金銭その他の資産の贈与を受けた場合
- ③ 資産評定による評価損益の益金または損金算入に関する法人税法25条3項または33条3項の規定の適用を受ける場合

したがって、特定認証紛争解決手続による事業再生に伴う債務免除が上記の取扱いを受けられるか否か？ が問題となる。

この点、文書回答事例では、「特定認証紛争解決手続に従って策定される事業再生計画は、債権者会議での協議等を経た上、複数の債権者全員の書面による合意をもって成立するものであり、債務者が当該事業再生計画により債務免除等を受けられる場合には、法人税基本通達12-3-1（再生手続開始の決定に準ずる事実等）(3)にいう「債務の免除等が多数の債権者によって協議の上決められる」ものであり、その決定について恣意性がなく、かつ、その内容に合理性があると認められる資産の整理と認められることから、法人税法59条2項の民事再生法の規定による再生手続開始の決

定があったことに準ずる事実該当すると考えることができる（法令117条1項4号）」とされた。

したがって、特定認証紛争解決手続による事業再生に伴う債務免除についても、上記のように期限切れ欠損金と相殺することが可能であるとされている。

そして、損金算入限度額については、③の資産評定による評価損益の益金または損金算入に関する法人税法25条3項または33条3項の規定の適用を受けるか否かにより、その計算方法が異なることとなる。

具体的には、次のとおり損金算入限度額が計算されることとなる（法法59条2項、法令118条）。

■評価損益の益金または損金算入がない場合（③に該当しない場合）

次のうち、最も少ない金額が損金算入限度額とされる。

ア. 債務免除額と役員及び株主等からの私財提供額の合計額（①②の合計額）

イ. 欠損金（法人税申告書の別表五（一）I「期首現在利益積立金額」のマイナス残高）から適用年度の青色欠損金等の損金算入額を控除した金額

ウ. この債務免除等があった場合の欠損金の損金算入に関する法人税法59条2項の規定を適用しないで計算した適用年度の課税所得（法人税申告書の別表四（36）差引計の金額から青色欠損金等を控除した金額）

この場合、青色欠損金等を優先して債務免除益と相殺し、当該欠損金を超える場合に期限切れ欠損金と相殺することが可能となる。

例えば、

- ・債務免除益：1億円
- ・資産の評価損益：なし
- ・欠損金控除前の課税所得：4,000百万円
- ・欠損金：6,500万円（うち、青色欠損金3,000百万円）

の場合、

- ア. 1億円

イ. 3,500万円（6,500－3,000）

ウ. 1,000万円（4,000－3,000）

であるため、ウ. 1,000万円が損金算入限度額となる。

つまり、青色欠損金3,000万円を優先控除し、課税所得の残額1,000万円について、期限切れ欠損金1,000万円を控除することになる。したがって、青色欠損金が全額解消されるため、当該事業年度の翌事業年度以後の課税所得について税金コストが生じることになる。

■評価損益の計上がある場合（③に該当する場合）

次のうち、最も少ない金額が損金算入限度額とされる。

ア. 債務免除額、役員及び株主等からの私財提供額、評価益の益金算入額から評価損の損金算入額を減算した金額（マイナスを含む）の合計額（①②③の合計額）

イ. 欠損金（法人税申告書の別表五（一）I「期首現在利益積立金額」のマイナス残高）から青色欠損金等の対象となる欠損金を控除した金額

ウ. 青色欠損金等の控除及びこの債務免除等があった場合の欠損金の損金算入に関する法人税法59条2項の規定を適用しないで計算した適用年度の課税所得（法人税申告書の別表四（36）差引計の金額）

この場合、期限切れ欠損金を優先して債務免除益と相殺することが可能となる。

例えば、

- ・債務免除益：1億円
- ・資産の評価損益：3,000万円（評価益）
- ・欠損金控除前の課税所得：4,000百万円
- ・欠損金：6,500万円（うち、青色欠損金3,000百万円）

の場合、

ア. 1億3,000万円（10,000＋3,000）

イ. 3,500万円（6,500－3,000）

ウ. 4,000万円

であるため、イ. 3,500万円が損金算入限度額となる。

つまり、期限切れ欠損金3,500万円を優先控除し、課税所得の残額500万円について、青色欠損金500万円を控除することになる。したがって、青色欠損金2,500万円が残ることになるため、当該事業年度の翌事業年度以後の課税所得2,500万円について税金コストが生じない。

文書回答事例では、特定認証紛争解決手続による事業再生計画に伴う債務免除については、特定認証紛争解決手続による事業再生が法人税法25条3項及び33条3項の規定による益金算入及び損金算入の規定を適用できると考えているため、当該規定の適用対象となる評価損益が発生する場合は、③評価損益の計上がある場合に該当する（法59条2項、3項）と考え、期限切れ欠損金を青色欠損金等に優先して損金算入することができるとしている。

ただし、たとえ、特定認証紛争解決手続に従った事業再生計画において資産評定を行った場合でも、全ての評価資産が少額資産（法令24条の2第4項5号、68条の2第3項）に該当する場合は、結果的に法人税法25条3項及び33条3項の規定の適用を受けることができない。したがって、この場合、③に該当しないため、特定認証紛争解決手続による事業再生に伴う債務免除益であっても、期限切れ欠損金から優先控除することはできないことに留意する必要がある。

3. 債権者の課税関係

○債権放棄額の課税関係

特定認証紛争解決手続に従った事業再生計画において、金融機関等が債権放棄等をした場合でも、法人税基本通達9-4-2（子会社等を再建する場合の無利息貸付け等）の取扱いにより、その債権放棄等による損失を損金算入する

ことが可能となる。

特定認証紛争解決手続による事業再生において、2以上の金融機関等または1以上の政府関係金融機関等が債務免除を行う場合、債権者側で債権放棄等による損失を損金算入できるか否か、つまり寄付金認定を受けるか否かが問題となる（法37条7項）。

この点、文書回答事例では、特定認証紛争解決手続に従って策定された事業再生計画により債権者が債権放棄等（債権放棄、無償または低利による貸付け等）を行う場合には、原則として、法人税基本通達9-4-2（子会社等を再建する場合の無利息貸付け等）の取扱いにより、その債権放棄等による損失を損金算入することができると思われる。つまり、特定認証紛争解決手続による事業再生において債権者が行う債権放棄等は、損失負担の必要性があり、かつ、合理的な再建計画に基づき行われるものとして、法人税基本通達9-4-2にいう「合理的な再建計画に基づく債権放棄等」であると判断されたのである。

* * *

以上より、特定認証紛争解決手続による事業再生では、事業再生計画による資産の評価換え及び債務免除（債権放棄）について、債務者側において資産の評価損益を益金または損金に算入することができるとともに、債務免除益も期限切れ欠損金と優先控除することが可能となる（③に該当する場合のみ）。また、金融機関等の債権者側でも債権放棄等の損失額を損金に算入することが可能となる。

その点、民事再生法や私的整理ガイドラインによる事業再生と比較して税務上の不利益はないものと考えられる。

〈損金算入を可能とする条件③〉（再掲）

③ 資産評定による評価損益の益金または損金算入に関する法人税法25条3項または33条3項の規定の適用を受ける場合